

# 指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信  
税理士 疋田 英司  
税理士 中 富 強  
税理士 風間 慎一

## 年末年始休業のご案内

2017(平成29)年12月29日(金)から、  
2018(平成30)年1月4日(木)まで年  
末年始休業を頂戴します。ご不便をお  
かけしますが、ご理解賜りますようお願い  
申し上げます。



## 12月の税務・労務

- 10月決算法人の確定申告
- 4月決算法人の中間申告 12月中の
- 1.4.7月決算法人の消費税中 決算応答日
- 間申告(年税額400万円超)
- 源泉所得税、特別徴収税額 12月11日(月)
- 11月分納期限
- 社会保険料・子ども子育て拠 1月4日(木)
- 出金(11月分)納付期限

## 12月の行事・業務案内

- 7(木) 大雪
- 10(日) 世界人権デー
- 15(金) 年賀特別郵便扱い開始
- 22(金) 冬至
- 23(土) 天皇誕生日
- 24(日) クリスマスイブ
- 25(月) クリスマス
- 28(木) 官庁御用納め
- 31(日) 大晦日



## 今号の紙面

- 税制改正案が審議中です ○税制調査  
会議論の問題点 ○住民税の特別徴収・普  
通徴収制度 ○医療費控除・ふるさと納税・  
確定申告の準備 ○家族信託は有効か？  
○介護定期保険の紹介(大同生命)  
○相続対策シリーズ⑧名義預金の考え方  
Q&A 名義借りした名義を戻す場合の注意

## 政府・与党税制調査会平成30年度税制改正案

### 高所得者向け増税・その一方で法人減税、情報申告拡充も

政府・与党税制調査会は来年国会で審議  
される税制改正案を検討中です。

所得税改革と法人減税に加え、インターネ  
ットやマイナンバーを利用した情報申告制度  
の導入が審議の中心となっていることが明ら  
かになりました。

所得税改革の議論では、人的控除を廃止す  
るなどの考え方を示しつつ、今回は基礎控除  
の傾斜配分(高所得者は控除額をゼロまたは  
減額、低所得者には増額)を行う考えを示し  
ました。

公的年金等控除は、年金以外に多額の所得  
がある場合控除額を減額する制度の導入を  
検討しています。

法人減税では米国が法人税率を35%

から20%に減税したことを受けて、さら  
なる減税策を検討しています。また、AI  
を活用した設備投資に対する優遇策も  
検討されています。

情報申告制度は、民間から政府に取引  
情報の提供を義務付ける制度で、法定調  
書の提出範囲を拡大させる案が検討さ  
れています。

税制改正案は年末までに取りまとめら  
れ通常国会で審議される予定です。

## 所得税改革のポイント

| 個人の負担は  |     | ポイント  |
|---------|-----|---|
| 基礎控除    | 負担減 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一律に12万円程度控除引き上げ</li> <li>控除を段階的に減らし年収2500万円超でゼロに</li> </ul>  |
| 給与所得控除  | 負担増 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一律に12万円程度引き下げ</li> <li>年収の上限を引き下げ、高所得者は増税に</li> <li>子育て世代は高所得でも増税せず</li> </ul>   |
| 公的年金等控除 | 負担増 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一律に12万円程度下げ<br/>(働く高齢者は給与所得控除の一律下げ分を)<br/>合わせて12万円程度に)</li> <li>年金収入1000万円超で控除に上限</li> <li>年金以外の収入が1000万円超なら控除を縮小</li> </ul> |

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル3階  
072(805)5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp チャットワークID:hikita  
【株式会社京阪総合会計事務所】  
記帳代行・給与事務・経営コンサルタント・相続 他 <http://kskj.jp>

### (提携・取次先)

(生命保険)大同生命、NN生命、ソニー生命 他  
(損保)ユナイテッド・インシュアランス(株) 他  
(ビジネスソフト)ミロク情報サービス、弥生会計、Freee  
(不動産)スマイシア不動産販売



## 手間のかかる個人住民税の特別徴収・給与支払報告書の提出だが……



最近、自治体から特別徴収が義務であるという通知が届いています。そもそも個人住民税はどのようなシステムで課税・徴収されるのでしょうか。

税額計算は次の方法により自治体が情報を収集して自治体が計算します。

- ① 所得税の確定申告または住民税申告
- ② 給与支払者の給与支払報告書

このうち②の給与支払報告書がすべての事業主に提出義務のある書類となっており、怠ると1年以下の懲役または20万円以下の罰金が定められています。法人の場合、代表者や実務担当者に罰則が適用される場合があります。提出期限は、給与支払いの翌年1月末となっています。

### 納付手続きは普通徴収と特別徴収の2方法

普通徴収は年4回に分割した納付書が送られてきて、住民が自ら納付手続きを行います。

特別徴収は、給与支払者に対して税額を通知して年12回に分割した税額を給与支払ごとに天引きして自治体に納付する制度です。

給与所得者が確定申告をした場合、普通徴収および特別徴収の2方法により納付手続きをします。

自治体によっては、従業員が少数等の理由により免除できる内規もあります。年に2回に分ける納期特例制度もありますが、自治体はこの取扱の説明も

ないまま小規模事業者にも特別徴収が義務であるとする事例が増えています。

特別徴収事務により事業主は①毎月の給与から住民税を天引きして納税、②従業員の入退社ごとの報告手続き、③さらに従業員が扶養控除などの誤りがあつた場合の追徴手続きなど手間が増えます。

### 税制改正議論の問題点

最低限文化的生活を保障する憲法の考えから基礎控除など人的控除制度を定めています。長年38万円の控除額が安すぎるという批判があり、12万円引き上げて50万円にするという検討は前進ではありますが、高所得者には適用しないという考えは平等原則に反します。

また、給与所得控除引き下げの根拠として、実際には必要以上の控除ではないかという考えが示されました。しかし、給与所得控除が導入された頃は、体が資本のサラリーマンが働き続けられるようにメンテナンスする、例えばストレス解消のため仕事帰りに居酒屋に立ち寄るのも必要経費だという理屈がありました。居酒屋は酒飲みの理屈かもしれません。働く人への配慮が制度に表れていました。しかし、非正規労働が増えるなど、働く人への配慮はますます減らされている印象があります。

従業員の個人情報も送られてきますので管理義務が発生します。今年は自治体によってマイナンバーが記載された通知書が送られてきてさらに重い管理責任が問われます。

一方、従業員の確定申告内容が事業主にわかつてしまう場合があり、個人情報保護されないうケースもでてきます。

特別徴収を怠った場合、3年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される場合があります。

### 国際的に法人税減税は批判されている

タックスヘイブンを利用した税逃れが世界的に問題になっている中で、国家間の法人税減税競争は国家財政を脆弱なものにするという批判があります。それを追従するような法人減税は必要でしょうか。パラダイス文書など批判の高まる世界の動向に反する動きではないか考えます。

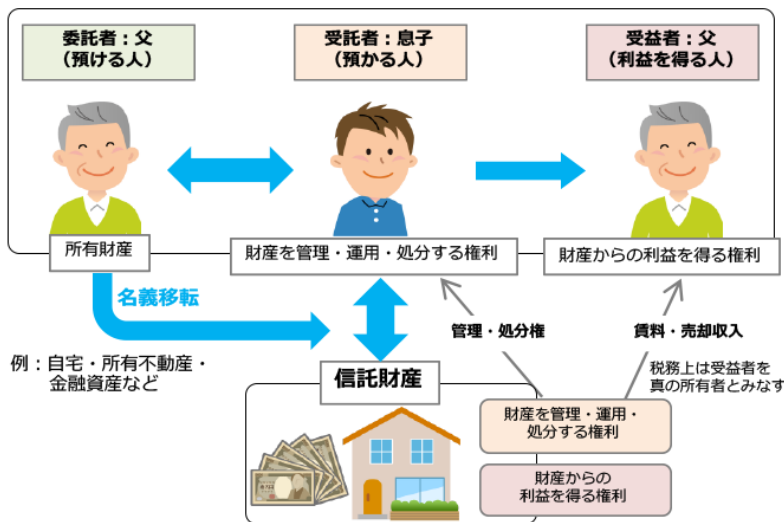
### 国税版監視社会の布石か？

情報申告制度については、毎年の国税庁の税制改正要望には企業からの報告範囲を拡大する要望が出されており、森友問題で話題となった佐川国税庁長官がマイナンバーを活用した情報管理の将来像を発表したことに応じて政府税制調査会が改正案をまとめています。この件はあまり報道されませんが今後の注意が必要です。

## 家族信託とはどんな制度？

最近よく耳にする「家族信託」についての質問が増えてきました。

信託とは、誰かを信頼して、財産を預けて運用してもらう契約です。信託法が改正される前は、法律で認められた金融機関のみ信託が認められていましたが、改正後は、信託先を自由に決めることができるようになりました。これを民事信託といいます。このうち、信託先を親族にする場合は「家族信託」と呼



ばれています。家族信託を活用して相続対策に利用するケースが増えています。

一方、家族信託は相続税の対策にはなりません。逆に税金の取扱は複雑になります。

信託をした場合、不動産は受託者の名義に変わり、預金は受託者の口座に入金されます。財産はなくなったかのような錯覚を覚えますが、信託財産にかかる権利は残ります。

信託した財産の運用益などの利益を受ける権利を「信託受益権」とよび、その権利を有するものを「受益者」と呼びます。委託者と受益者が同一の場合、自益信託といいます。

例えば、不動産の信託を受けて家賃が入ると、その家賃の所得は受益者のものですから受益者が申告する必要があります。委託者と受益者が異なる場合、受益者は贈与税に係る場合があります。

そこから受託者が手数料を受け取った場合、所得税の申告も必要になります。

委託者が死亡した場合、委託者名義の不動産はありませんが、信託受益権が相続財産になります。受益権の相続取扱を定めている場合、税のかかり方に差が生じる場合があります。

期限到来など信託終了の条件に達すると委託者または委託者の指定した人に名義を戻すことになります。終了時の名義を別の人(例えば、妻など)を指定した場合、贈与税がかかります。様々な局面で様々なケースが起こりますので、税の取扱は最も注意が必要です。

しかし、成年後見制度や遺言では賄えない部分を家族信託でカバーしようという運用がされています。活用によっては、たいへん有益な部分も多いです。

留意点は受託者の運用次第で財産を失ってしまう場合もあります。このため、信託状況を管理するために監督人を選任することもあります。結果としてコストのかかることになるケースもあります。

改正以後、様々な信託の形が提案されています。誤解によるトラブルも発生していますので、取扱は慎重にご判断ください。

## 大同生命「介護定期保険」 全額損金で高い返戻率が人気！

介護リスクと死亡リスクに対応した法人向け介護定期保険が大同生命から発売されました。

従来の法人向け定期保険は死亡または高度障害が対象となつていますが要介護3以上の介護状態が判定されると保険金が支払われる保険商品です。

全額損金に算入される上に、全損商品としては解約返戻率も最高で80%を超える場合があり、節税メリットを加えると120%の運用効果がある有利な商品といえます。

しかしながら、死亡時の保険金は介護保障の額の10%となり、高度障害の場合は保険金の支払いがされないなど、保障範囲は限定的であることは注意が必要です。

他社でも、解約返戻率の高さを売りにしている保険が販売されておりますが、もしもの時の保障範囲が限定され、支払いされないこともあるリスクがありますので、契約の際は十分注意が必要です。

相続対策を考えるシリーズ⑧

## 名義預金 111万円の贈与申告で相続対策？

毎年、111万円の贈与税の申告をしていれば相続対策になるといわれていますが本当でしょうか。111万円の贈与税申告をして、税額1000円を支払えば、税務署に贈与の記録が残るので相続対策になるという理屈です。

しかし、申告された贈与事実が、実態を伴わない場合、贈与とみなされない場合があります。

贈与の実態とは、贈与を受けた人が贈与を受けた財産を現実に管理できている状況にあるかどうか判断基準となります。この問題となるのは名義預金です。

### 名義預金は相続財産？

例えば、孫名義の預金に毎年一定額を入金し、翌年孫名義で贈与税の申告をして贈与事実の証拠とする場合はどこが調査ポイントとなるでしょうか。

贈与したという現金の出金や送金など、財産が移転した事実が把握できるかどうか確認されます。これら事実が把握できない場合は贈与事実が存在しないと判断される場合があります。

申告と同じ内容の入金があったとして、当該通帳を誰が管理していたか判断が必要となります。一般的には、使用印鑑であるとか、通帳の保管場所などが問題になります。

贈与を受けた人が贈与事実を認識していないとか、自由に運用できない場合は贈与があったとは認められないと判断される場合があります。

### 定期贈与契約と判断される場合

定期贈与とは、毎年定期的に一定額を贈与する契約のことです。贈与する側も無限に預金があるわけではありませんし、相続対策のため一定額を孫に贈与する計画があったとします。その予定額が1千万円として、毎年111万円の贈与を9年間行う計画とすれば、初年度に999万円の贈与契約が成立していると考えます。引渡しが9回に分かれていると分割払いの贈与計画とみなす場合があります。この場合は最初の年に999万円の贈与があったものと判断される場合があります。計画贈与については注意が必要です。

## Q&A コーナー

### 名義を元に戻す場合 事実関係の証明ができるか



住宅を購入した際、住宅ローンが組めなかったため親族名義でローンを組んで買いました。家の名義も親族のものでした。このたび、ローンを完済したので家の名義を私に戻そうと思っています。注意すべき点がありますか？

### 事実関係のわかる資料が必要です。

不動産の所有名義が真実でないため、真実の名義人の名義に変更する登記原因に「真正なる登記名義の回復」登記を行う場合がありますが、多くの場合そのような原因登記は認められません。このため、登記原因は売買や贈与などで行うケースが多く見受けられます。

一方、税務は「実質課税の原則」があり、名義に関わらず、実質を判断して課税判断を行います。

今回のポイントは①ローンの返済は誰がしているか、②現実に使用収益は誰が収受しているのかの2点を税務署からの問い合わせがあったときに説明することとなります。

- ① ローンの返済口座は名義人であるが、ローン返済口座への入金経路は、真実の所有者からの資金であること
  - ② 名義人が、当該不動産に居住せず、別の場所に居所がある場合で、当該不動産に実質所有者が利用していること。
- を証明する必要があります。

詳しくは当事務所の税理士にご相談ください。